

「令和7年度運輸安全マネジメント」の取り組み

大分バス株式会社は旅客自動車運送事業者として、お客様に安全第一を最優先としたサービスを提供するため、本年度は下記により運輸安全マネジメントを確実に実施するため、全社員が一丸となって取り組んでいきます。

1. 安全方針

「安全・安心・快適の追求と醸成」

～ お客様に安全・安心を提供し、

快適に目的地まで輸送することを最大の使命とする ～

と定め、輸送の安全の確保とサービスの向上に努めてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標の達成状況及び目標等

(1) 令和3年度の行政処分

ア 処 分 日 ～ 令和4年1月6日

イ 処 分 官 庁 ～ 九州運輸局

ウ 被処分営業所 ～ 大分中央営業所

エ 処 分 内 容 ～ 輸送施設（乗合車両）の使用停止 10日車

オ 取り組み状況 ～ 処分を厳粛に受け止め、改善に鋭意取り組みを継続中

(2) 令和6年度の行政処分

ア 処 分 日 ～ 令和6年5月15日

イ 処 分 官 庁 ～ 九州運輸局

ウ 被処分営業所 ～ 大分中央営業所

エ 処 分 内 容 ～ 輸送施設（乗合車両）の使用停止 30日車

オ 取り組み状況 ～ 処分を厳粛に受け止め、改善に鋭意取り組みを継続中

(3) 令和6年度の交通事故発生件数

ア 自動車事故報告規則第2条に規定する交通事故 ～ 0件発生

イ 車 両 故 障 ～ 4件発生

(4) 令和6年度の目標達成状況

ア 治療日数が7日以上的人身事故

0件を目標としましたが、1件の発生があり目標達成できませんでした。

イ 被害額が10万円以上の物損事故

10件以内を目標としましたが、19件の発生があり目標達成できませんでした。

ウ その他、軽微な事故

27件以内を目標としましたが、33件の発生となり目標達成できませんでした。

(5) 令和7年度の目標

- ア 治療日数が7日以上的人身事故件数 ～ 0件
- イ 被害額が10万円以上の物損事故件数 ～ 10件
- ウ その他、軽微な事故件数 ～ 27件

3. 重点施策

＝法令の遵守＝

- (1) 厳正厳格な点呼の実施
- (2) 運行管理の徹底
- (3) 3×3秒ルールの徹底で事故防止
- (4) 「だろー」運転の厳禁及び「かもしれない」運転の徹底
- (5) 発・停車時における車内事故の防止
- (6) 飲酒運転の根絶
- (7) 携帯電話機等の使用制限
- (8) エコドライブの推進

4. 「運輸防災マネジメント指針」に基づく防災計画内容の充実

- (1) 「運輸防災マネジメント指針」を精査し、具体的な防災計画を策定、各部所課と調整し導入を目指す
- (2) 南海トラフ地震等大規模災害対策
 - ア 行政機関と緊密な連携を保ち、訓練・研修会等に積極的参加
 - イ 大津波警報発令（発表）に備えた「運行中のバス乗務員マニュアル」の周知
 - ウ 地震津波発生時の避難・誘導訓練の反復実施
 - エ 異常気象時の対応要領の周知
 - オ 乗務員必携の活用
 - カ 搭載している装備資器材の点検と有効活用

5. 教育・研修計画

- (1) 「令和7年度運輸安全マネジメント」の研修の実施
- (2) 適性診断等の確実な受診と診断結果を活用した指導・助言の徹底
- (3) 営業所幹部に対する研修の充実
- (4) バス関係接遇向上研修の実施
- (5) 乗務員に対する研修の充実
- (6) 運行管理者研修
- (7) 安全運動等への積極的取り組み

- (8) 飲酒運転の防止
- (9) 事故防止対策委員会の開催
- (10) 乗り込み調査・モニター制度の充実強化
- (11) 乗り込み調査やモニターの意見を尊重した指導改善
- (12) 訓練・講習の積極的な実施と参加
- (13) 各種コンクール等の開催

6. 情報の共有及び伝達

- (1) 意見交換会の開催
- (2) 社内目安箱の活用
- (3) ヒヤリハット情報の積極的収集・活用と情報共有
- (4) 特異情報の共有
- (5) 部内広報誌「安マネ通信」の発行

7. 組織体制及び指揮命令・報告系統

「組織体制、指揮命令、報告系統」は 別紙 1－1 ～ 1－5 のとおりです。

8. 内部監査の実施と結果に伴う業務の改善

- (1) 輸送の安全に関する監査
 - ア 内部監査手順書により輸送の安全に関する内部監査を実施すると共に、重大な事故、災害等が発生し特に必要と認められる場合には、輸送の安全に関する内部監査を実施します。
 - イ 内部監査の結果、改善すべき事項が認められた場合は、必要に応じ緊急の是正措置又は予防措置を講じます。
- (2) 輸送の安全に関する業務改善
 - 内部監査の結果、改善すべき事項があった場合は、必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防策を講じます。

9. 月間重点目標・重点推進事項

「月間重点目標・重点推進事項」は 別紙 2 のとおりです。

10. 安全統括管理者

大 分 バ ス 株 式 会 社

運 行 管 理 部 長

嶋 田 貴 介

11. 安全管理規程

「安全管理規程」「安全管理体制組織図」は別紙 3－1、3－2 のとおりです。